

令和 8 年度事業計画

超高齢社会に突入し団塊の世代が後期高齢者となった現在、介護・福祉サービスを支える人材の不足や、医療・介護体制の逼迫等が懸念されている。

また、昨今の物価高騰は、各福祉サービスの経営等を圧迫しており、以前厳しい状況が続いている。

このような福祉を取り巻く現状の中、県民一人一人が尊重され、心身ともに健やかな生活が送れるよう、地域全体で支え合う社会を築いていくには、社会福祉の向上を目的とする本基金の役割がより一層重要となっている。

本基金はこれまで主に、社会福祉施設の整備・運営に要する資金の貸付を行うとともに、施設福祉、在宅福祉の向上と地域福祉の推進を目的とする事業に対する助成等を行い、本県における民間福祉活動の充実に大きな役割を果たしてきたところである。

本年度は次の事業を実施し、引き続き社会福祉の発展に寄与していくこととする。

- 1 貸付事業 県又は市町村の社会福祉施設整備計画に基づく施設整備のため、次に掲げる資金の貸付を行う。

- (1) 施設整備資金

- ア 施設の新設、増築、改築、設備整備、備品整備及び用地取得等に要する資金

- (2) 運営資金

- ア 施設の整備に対する各種補助金の交付までの間に必要とする資金

- イ 福祉団体等の運営に対する措置費、障害福祉サービスの給付費等の交付及び支払までの間に必要とする資金

- ウ 施設の運営及び福祉団体等の活動に要する資金で審査委員会が適当と認めた資金

- 2 助成事業 民間社会福祉活動の基盤づくりを推進するため、次に掲げる事業に対し助成を行う。

- (1) 施設福祉を目的とするもの

- ア 社会福祉施設の入所者の処遇向上を図るための事業

- イ 通所施設の利用者の処遇向上を図るための事業

- ウ 社会福祉施設に従事する職員の就労環境整備事業

- エ その他審査委員会が必要と認める事業

- (2) 地域福祉を目的とするもの

- ア 在宅福祉の向上を目的とする事業

- イ 地域福祉の推進を目的とする福祉団体等の活動及び施設の資機材の整備事業

- ウ 福祉ボランティアの推進を目的とするボランティア団体等の活動及び施設の資機材の整備事業

- エ その他審査委員会が必要と認める事業

- (3) 小さな愛の会記念里親委託児童等就学援助事業

- 里親委託児童等に対する就学援助事業

令和 8 年度事業概要

1 貸付事業

本基金は、次により、民間福祉事業に要する資金の貸付を行う。
貸付予定額は350,000千円とする。

資金の種類	貸付予定額	貸付利率	貸付限度額	償還期間	対 象
施設整備資金	350,000 千円	独立行政法人福祉医療機構の4月1日現在の貸付利率に準じる	1 本基金が貸付対象と認める経費から、国、地方自治体、公益事業法人等からの補助金又は独立行政法人福祉医療機構からの貸付金を控除した額に4分の3を乗じて得た額	・ 500万円未満 5 年以内 ・ 500万円以上 1,000万円未満 10 年以内 ・ 1,000万円以上 15 年以内	社会福祉施設の新設・増築・改築・改修・設備整備及び土地取得等に要する費用
			2 本基金が貸付対象と認める経費に4分の3を乗じて得た額の範囲内で審査委員会が適当と認めた額		
運営資金			各種補助金、給付金額に4分の3を乗じて得た額		施設整備及び福祉団体の運営費につき、各種補助金又は、障害福祉サービス費の給付金等の交付が決定されているもの
			20,000千円の範囲内で審査委員会が適当と認めた額		民間社会福祉施設及び福祉団体の運営に要する資金
計	350,000 千円				

令和8年度事業概要

2 助成事業

- (1) 本基金は、次により、民間社会福祉活動に要する助成を行う。
助成予定額は25,000千円とし、次のとおり配分する。

助成の種類	助成配分 (予定)額	対 象	助成率	助成限度額
施設福祉 を目的とするもの	25,000 千円	施設、設備の整備事業 ただし、国、県、市町村及び公益法人その他の民間団体の補助を受けて行うものを除く。	助成対象と認める経費の8/10以内	1件あたりの助成限度額は、400万円以内とする。
地域福祉 を目的とするもの		1 在宅福祉の向上を目的とする事業 2 地域福祉の推進を目的とする社会福祉団体及び福祉ボランティア団体等の活動及び施設の資機材の整備 ただし、次に掲げる事業は助成の対象から除く。 (イ) 国県補助事業及び公費委託事業 (ロ) 団体運営に要する人件費等の経常経費	助成対象と認める経費の8/10以内	1件あたりの助成限度額は、150万円以内とする。
計	25,000 千円			

- ※1 施設福祉及び地域福祉を目的とする助成事業25,000千円については、剰余金の積立を一部取り崩して助成枠を確保する。
2 同一の事業に対して、貸付と助成の両方は行わない。

- (2) 小さな愛の会記念里親委託児童等就学援助事業
 本基金は、次により、里親委託児童等就学援助事業を行う。
 助成予定額は、3,000千円とする。

区 分	助成予定額	内 容	対 象
高等学校等在籍者	3,000千円	・一人あたりの助成額 年額 30,000円 ・助成予定人数 100名	福島県が措置した里親及びファミリーホーム委託児童又は県内の児童養護施設の入所児童であって高等学校等に在席する者。

- 3 その他
 基金に寄せられる善意の寄託等については、地域福祉の推進を図るため有効に活用する。